

開示債権の状況

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区 分	開示残高 (a)	保 全 額 (b)			保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
		担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2022年3月末	774	774	173	600	100.00%	100.00%
	2022年9月末	738	738	141	596	100.00%	100.00%
危険債権額	2022年3月末	2,354	2,245	1,268	977	95.38%	89.99%
	2022年9月末	2,265	2,146	1,074	1,071	94.74%	89.99%
要管理債権額	2022年3月末	290	211	162	48	72.71%	38.10%
	2022年9月末	280	220	187	32	78.62%	35.38%
三月以上延滞債権額	2022年3月末	-	-	-	-	-	-
	2022年9月末	27	26	25	1	95.98%	49.28%
貸出条件緩和債権額	2022年3月末	290	211	162	48	72.71%	38.10%
	2022年9月末	252	194	162	31	76.76%	35.05%
小 計 (A)	2022年3月末	3,419	3,231	1,603	1,627	94.50%	89.64%
	2022年9月末	3,284	3,105	1,404	1,701	94.55%	90.48%
正常債権額 (B)	2022年3月末	77,517					
	2022年9月末	76,470					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2022年3月末	80,936					
	2022年9月末	79,754					

※百万円未満及び小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

◎上記に対する説明

1. 2022年9月末の「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」及び「危険債権額」は同年3月末時点における債務者区分（※）残高を前提とし、同年4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実、ならびに債務者区分の変更があった債務者について、稚内信用金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権額」を減算し「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」を加算しております。なお、回収額は減算しております。

※債務者区分との関係

- ・「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」は実質破綻先、破綻先に対する債権額です。
- ・「危険債権額」は破綻懸念先に対する債権額です。
- ・「要管理債権額」のうち「三月以上延滞債権額」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金額（上記「破産更生債権額等」、及び「危険債権額」を除く）です。
- ・「要管理債権額」のうち「貸出条件緩和債権額」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金額（上記「破産更生債権額等」、「危険債権額」及び「三月以上延滞債権額」を除く）です。

2. 2022年9月末の「要管理債権額」は、同年3月末時点における残高を前提とし、同年4月1日から9月末までの間に正常先、要注意先に対する債権額のうち①新たに三月以上延滞となった債権額、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権額を加算し、「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」及び「危険債権額」に変更になった債権額並びに回収額を減算しております。

3. 2022年9月末の担保・保証付等債権額につきましては半期中の増減額を勘案しております。

4. 「貸倒引当金」は、正常債権以外の債権に対して引当てた金額を記載しております。